

最高裁経監第959号

(会ろ-12-A)

平成25年8月6日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿 (専任の所長が置かれている家庭裁判所)

最高裁判所事務総局経理局長 垣内 正

公共調達の適正化について (通知)

標記の適正化については、これまでも、法令等を遵守するとともに、競争性や透明性を確保した会計処理を実践していただくようお願いしてきたところです。

しかしながら、今般、競争性を確保しないまま随意契約を締結するなど、適正さを欠く会計事務処理が行われていた事態が判明し、国民に対する説明責任も果たせない状況となっています。

そこで、公共調達の適正化を徹底するため、下記の点について格段の配慮を行い、これまでも増して適正化の取組みを実践していただきますよう、よろしくお取り計らいください。

記

1 随意契約の適正化について

随意契約については、各会計法令並びに昭和45年1月6日付け最高裁経監第1号経理局長依命通達「随意契約による場合の予定価格等について」及び平成18年9月6日経監第001063号経理局長通知「公共調達の適正化について」に基づき、競争性・透明性の確保を一層推進すること。

また、予定価格の積算や見積書の徴取については、価格の公正性・適正性を確保するため、予算決算及び会計令第79条、第80条、第99条の5、第99条の6の規定のほか、契約事務取扱規則等の関係法令及び各庁が定める契約事務取

扱基準等に則り，適切に実施すること。

また，各庁における内規，契約事務取扱基準等については，その制定の目的等を担当職員に周知徹底すること。

2 会計書類の適正管理について

見積書，納品書，作業完了報告書，請求書等の会計書類の提出を受けた際には，漏れなく正確に記載されているかについて精査した上，記載に漏れや誤りがあった場合には，確実に補正させること。特に，日付のない会計書類については，会計事務処理の適正さに疑念を抱かれかねないことから，確実に日付を記載させるよう励行すること。

また，提出を受けた会計書類については，平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長依命通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」による管理を確実に行うこと。

3 監督・検査の適切な実施について

契約の完全な履行を確保するため，監督職員及び検査職員については，会計法第29条の11各項の趣旨を踏まえ，的確な監督・検査を実施できる職員を任命すること。

検査職員は，政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に留意しつつ，履行完了後に，実質的な検査を実施した上，検査完了後，検査を行った事実在即した検査調書を作成し，適切な保管等に努めること。